

障害給付金 脱退一時金 選択申出書兼受給権消滅届

この度、あなたはNTT企業年金基金を脱退されましたので、第2標準年金部分の脱退一時金(第2標準一時金)が支給されますが、障害給付金の受給権者であるため、次の3通りのいずれかの選択が必要となります。

なお、選択しなかった給付の受給権は消滅します。

- ① 障害給付金を選択して受給する。
- ② 脱退一時金(第2標準一時金)を選択して受給する。
- ③ 脱退一時金相当額を原資として他制度へ移換する。

つきましては、次のどれを選択するか、希望する事項に○を付けて署名、捺印の上、この用紙をNTT企業年金基金に提出してください。

提出日 平成 19 年 10 月 10 日

受給権者番号	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7		
基礎年金番号	9	3	8	0	-	8	9	1	0	1	1	
(フリガナ)	ネンキン ジロウ										性別	男
氏名	年金 次郎										性別	女
(フリガナ)	ナガノケン ナガノシ ナナセナカマチ 161-1											
住所	長野県 長野市 七瀬中町 161-1 (〒 380-8511) 電話 (026 - 225 - 3621)											
資格喪失日 (退職日の翌日)	平成 19 年 9 月 1 日											
選 択	<input checked="" type="radio"/>	① 障害給付金を選択して、脱退一時金(第2標準一時金)の受給権を消滅させる。										
	<input type="radio"/>	② 脱退一時金(第2標準一時金)を選択して、障害給付金の受給権を消滅させる。 (一時金裁定請求書も併せて提出してください。)										
	<input type="radio"/>	③ 脱退一時金相当額を原資として60歳より年金で受け取り、障害給付金の受給権を消滅させる。										

